

令和8年度 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

No	取組内容		令和8年度の目標	目標達成のための手順
1	医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担	初診時の予診の実施	・看護師によるトリアージや検体採取の実施を継続し、救急外来患者の診察・治療をより効率的に行うことで、初診時における医師の負担軽減をはかる。 ・問診票の事前記載（乳腺外科で実施中）	・ER看護師によるトリアージ体制、感染症の検体採取（鼻咽頭ぬぐい）の体制を継続する【看護部】 ・診察日に採血のある患者は結果待ちの時間があり、結果を確認するために複数回カルテの開閉をし時間をロスしている。近くにお住まいの方ほか、前日・前週の採血が可能であれば促し、できるだけスムーズな外来診療につなげる。
		入院の説明の実施	・入院センターの効果的・効率的な運用 ・看護師間の情報共有を継続し、情報を誰もが確認できるよう可視化する。	・入院センターで収集した退院調整に必要な情報を、病棟看護師が引き継ぎ、電子カルテ「チェック情報」機能を用いて可視化する取り組みを強化する。【看護部】 ・入院説明を一部DX導入する。【患サポ】 ・入院センターでの管理栄養士による食事調整、栄養評価、栄養指導を行う。
		服薬指導	・薬剤師外来（術前中止薬の確認等）の継続実施	・令和6年10月から全科対象へと拡充した薬剤師外来を継続し、引き続き業務負担軽減に資する。
		検査手順の説明の実施	・外来患者への検査手順説明職員の配置による役割分担の推進	・検査説明室の看護師、医療事務職員連携を強化し、効果的な患者説明に向けて取り組む。
		その他	・医師事務作業補助者の配置体制及び人員の拡充（20対1の補助体制加算の維持）＜庶務課＞	・MA管理室で医師事務作業補助者の効果的な配置を調整する。 ・医師事務作業補助者を救命救急センターに24時間配置する。 ・積極的に職業訓練校の学生向けの説明会を開催し、待遇改善を検討するなど、引き続き、安定した人材確保に努める。【庶務課】
			・特定看護師の活用	・医師との連携のもと、呼吸器（人工呼吸器）関連、創傷管理関連並びに皮膚損傷に係る薬剤投与関連の特定行為を推進する。上記の特定行為の実績について特定行為活用推進委員会で報告を行う。同委員会で、さらなる特定行為の活用推進に向けた課題の検討を行う。【看護部】 ・同委員会で特定行為の実績を管理し、特定行為実施に係る問題を抽出し、課題の改善に取り組む。
			・看護師によるポータブル心電図検査の実施	・救命救急センター・13階南/北病棟・内科外来での、看護師による平日日勤のポータブル心電図検査の代行実施を継続する。 ・ポータブル心電図検査の代行実施の課題や有用性について評価し、救急医療運営委員会にて共有する。
			・助産師外来継続と産後ケア・宿泊ケアの実施	・助産外来でのハイリスクを含めた妊産婦への保健指導や健診・メンタルヘルスケア・母乳ケアを継続する。【看護部】 ・助産師主導による産後ケア（宿泊型）・宿泊ケアを継続する。【看護部】
1	医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担	その他	・地域医療連携の推進により、初診時の効率的かつ効果的な診察の実施 ・挨拶回り、地域医療担当者との交流	・在宅、退院、転院調整支援の強化、紹介率・逆紹介率の向上、開業医訪問の強化等、積極的な地域医療連携に取り組む。 ・クリニックから初診で紹介された患者については、事前に情報入手し、カルテに取り込むことで医師が事前に初診の準備ができ効率的な外来につなげる。 ・緊急受診の応需率の増を図るため、より応需しやすい環境づくりに取り組む。 ・地域医療連携の会の開催による顔の見える関係を構築する。 ・初診枠の予約の際、事前準備のために少しでも情報をいただけるようお願いする。
			・院外処方せんの疑義照会業務を軽減	・川崎市薬剤師会等と合意している「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル」を引き続き継続する。今年度は合意項目に「残薬調整」を追加することにより、外来処方に関する業務負担の更なる軽減を図る。
			・医師・看護師の薬剤に係る業務の更なる軽減	・薬剤部の業務改善や人員確保に努め、ICU病棟等への薬剤師配置を目指す。
2	勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	その他	・看護師・臨床工学技士・放射線技師・管理栄養士の適正配置 ・臨床工学技士による手術補助の拡充	・看護師の適正な人員配置ができるよう人員確保に努める。 ・PCPSや土曜透析、各種手術等に適正な人員を配置できるよう、臨床工学技士の増員要求や人員確保に努める。 ・緊急のMRI、Angio等に対応できる様に放射線技師の増員要求に努める。 ・入院患者の栄養管理体制の充実を図る観点から、段階的に管理栄養士の業務拡大、病棟専任を進めるため増員要求に努める。
			・適切な労務管理の実施 ・人材確保につながる取り組みの強化 ・外部当直の導入と安定的な継続	・適切な労務管理の下で勤務表を作成するよう、管理職医師に例月の所属医師の時間外勤務状況を報告する。 ・有能な人材を確保できるよう人材確保に関するイベントへの参加、広報等を実施する。 ・外部当直医の派遣を医局へ依頼する。
			・適切な労務管理の実施 ・人材確保につながる取り組みの強化	・適切な労務管理の下で勤務表を作成するよう、管理職医師に例月の所属医師の時間外勤務状況を報告する。 ・勤怠管理を行い、在院時間を把握する。 ・有能な人材を確保できるよう人材確保に関するイベントへの参加、広報等を実施する。
3	前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）		・適切な労務管理の実施 ・人材確保につながる取り組みの強化	・適切な労務管理の下で勤務表を作成するよう、管理職医師に例月の所属医師の時間外勤務状況を報告する。 ・有能な人材を確保できるよう人材確保に関するイベントへの参加、広報等を実施する。
4	予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮		・適切な労務管理の実施 ・人材確保につながる取り組みの強化 ・当直ラインの再検討 ・勤務翌日の休業 ・救急科の病棟（一般床）の検討	・適切な労務管理の下で勤務表を作成するよう、管理職医師に例月の所属医師の時間外勤務状況を報告する。 ・有能な人材を確保できるよう人材確保に関するイベントへの参加、広報等を実施する。 ・当直ラインの数を統合・縮小し、当直回数を減らす。 ・多くの病棟に振り分けられている救急科の入院患者を特定の病棟（一般床）に絞り、救急医の回診や診療に伴う負担を軽減し、診療効率を高めることができるよう、調整に努める。
5	当直翌日の業務内容に対する配慮		・当直明け医師の負担軽減に関するルール化 ・複数主治医制の積極的導入	・当直の必要度が高い内科において、業務の平準化を図り、負担が軽減できるよう、翌朝の体制が整いやすい効率化に向けたルールの運用を継続する。 ・複数主治医制で、当直明けに休みやすい環境を作る。 ・透析室勤務の土曜日、祝日に対して、代休あるいは振り替え休日を取得できるようにする。
6	交替勤務制・複数主治医制の実施		・救急科、小児科、新生児内科等で実施している交替勤務体制の確実な確保 ・複数主治医制の積極的導入 ・変則勤務の導入	・適切な労務管理の下で勤務表を作成するよう、管理職医師に例月の所属医師の時間外勤務状況を報告する。 ・有能な人材を確保できるよう人材確保に関するイベントへの参加、広報等を実施する。 ・夜間帯の勤務医について、外部応援医師を確実に確保するとともに、コンサルテーションの強化を図る。 ・複数主治医制で、当直明けに休みやすい環境を作る。 ・遅番、土曜番勤務の推進 ・勤務時間のバリエーションを増やし、効率的な人員調整を行う。
7	育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用		・制度の啓発に努め、利用を促進 ・育児短時間勤務制度、部分休業制度を活用し、育児休業中医師の早期復職支援を推進 ・育児短時間勤務の医師を外来診療、検査に活用	・「職員子育て応援ガイドブック」を活用し、出産前後の各種制度利用について周知を行う。 ・出産後の医師に育児短時間勤務制度、部分休業について説明し、可能な範囲での復帰を促す。 ・育児短時間勤務医師を外来診療、検査に活用する。